

vol.55- 1 (通算 622 号)

2025年4月号

やどかり

2025年4月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048 - 686 - 0494

FAX 048 - 747 - 7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

2025年度やどかりの里活動方針

対話を重ね、60周年をめざした活動ビジョンを描く

創立55周年、総括所見が示す精神医療・保健福祉改革を軸足に

I 私たちを取り巻く状況

2025年は、やどかりの里の創立55周年であると同時に、第2次世界大戦から80年の節目の年でもある。2024年12月、世界に核兵器の廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。「核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきた」ことが評価され、世界における「核のタブー」の醸成に大きな役割を果たしたことが受賞理由だ。しかし、世界には1万2,000発の核弾頭が存在し、4,000発近くが発射可能な状態で配備されている。核国保有ロシアは、3年に及ぶウクライナ侵攻で核による威嚇を続けている。日本のエネルギー政策では、政府は「原発依存度を低減する方針」から「原発を最大限活用する方針」へ転換した。東日本大震災から14年、地震・津波と原発事故によって甚大な被害を受けた福島には、未だに帰還困難地域が残り、住民減少が続く。現在も25,000人以上が避難生活を送り、廃炉の見通しも立っていない。ふるさとでの安寧な暮らしを奪った原発事故の深刻な被害にもかかわらず、政府は原発稼働に積極的な姿勢を示している。

「戦後最大の人権侵害」と言われた優生保護法問題では、政府、原告団、弁護団、優生

保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会の4者によって基本合意書が締結、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立した。また、提訴から10年を超えた生活保護基準引き下げ違憲訴訟では、原告の1人であるやどかりの里の佐藤晃一さんが、東京高等裁判所控訴審の口頭弁論で、「引き下げは、これから生活保護を受給する人の生活に影響する。どんな困難な状況にある人も、前向きに生活を送れる制度であってほしい」と訴え、さらに、「裁判所には、中立の視点から、良心や社会通念・常識に基づき、本件改定の内容を評価することを切に望む」と力強く弁論した。

精神科病院での長期にわたる入院生活を送った伊藤時男さんが2020年9月に提訴した精神医療国家賠償請求訴訟では、東京地方裁判所が原告の訴えを棄却、「病状によって適切な判断ができない場合は強制入院になることは公知の事実」とした。この判決は、精神障害のある人の差別を助長するものであった。

また、厚生労働省社会保障審議会年金部会では、約40年ぶりの年金制度改革の議論がされたが、障害年金については、2030年度に議論が先送りされた。やどかりの里の登録者のうち、障害年金受給者は約57%。無年金障害者の問題や、障害のある人の所得保障は、看過できない重要な課題である。

新自由主義的な政策のもと、規制緩和や公